



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

(省 令)

○電波法施行規則等の一部を改正する
省令(総務八)

○毎月勤労統計調査規則の一部を改正
する省令(厚生労働四)

(告 示)

○特性試験の試験方法を定める件の一
部を改正する件(総務二五)

○登録検査等事業者等規則第二十条及
び別表第七号第三の三(2)の規定に基
づく登録検査等事業者等が行う点検
の実施方法等及び無線設備の総合試
験の具体的な確認の方法を定める件
の一部を改正する件(同二六)

○登録検査等事業者等規則別表第五号
第三の二注1及び別表第七号第三の
二注1の規定に基づく登録検査等事
業者等が行う検査又は点検の実施項
目を定める件の一部を改正する件
(同二七)

○構内無線局等の無線設備に指定する
周波数の指定周波数帯を定める件の
一部を改正する件(同二八)

○周波数割当計画の一部を変更する件
(同二九)

三

三

三

三

(公 告)

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

弁理士登録、企業年金基金変更関係

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人、
無縁墳墓等改葬、公示送達関係

会社その他

会社決算公告

会社決算公告

○人体(両手を除く)における比吸収
率の測定方法を定める件の一部を改
正する件(同三〇)

○総務大臣が別に告示する無線設備を
定める件(同三一)

○総務大臣が別に告示する総合照射比
の算出方法を定める件(同三二)

○人体(両手を除く)における入射電
力密度の測定方法を定める件
(同三三)

○補助事業等により取得し、又は効用
の増加した財産の処分制限期間の一
部を改正する件(厚生労働五)

三

三

三

三

三

三

三

省

令

○総務省令第八号

電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行
規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年五月二十日

総務大臣 石田 真敏